

福岡市公報

令和5年7月3日 第6971号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
公	告	
○福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定案 (第185号).....		1
○福岡広域都市計画地区計画の決定案 (第186号).....		2
○福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更案 (第187号).....		2
○福岡広域都市計画地区計画の変更案 (第188号).....		3
○開発行為に関する工事の完了 (第189号).....		3
○指定管理者の公募 (第190号).....		3
○指定管理者の公募 (第191号).....		6
○指定管理者の公募 (第192号).....		8
○地区計画等の原案の縦覧 (第193号).....		11
交 通 局		
○一般競争入札の実施 (公告第9号).....		12
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (公告第10号).....		12

公 告

福岡市公告第185号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画の決定を行うので、同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の決定案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 決定する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画市街地再開発事業天神一丁目15・16番街区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域
福岡市中央区天神一丁目の一部
- 3 都市計画の決定案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の決定案の縦覧期間

この公告の日から令和5年7月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第186号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画の決定を行うので、同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の決定案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 決定する都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画地区計画アイランドシティ北地区地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

福岡市東区香椎照葉六丁目及び香椎照葉七丁目の各一部

3 都市計画の決定案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の決定案の縦覧期間

この公告の日から令和5年7月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第187号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更する都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画都市高速鉄道福岡都市高速鉄道1号線

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市中央区天神二丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の変更案の縦覧期間

この公告の日から令和5年7月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第188号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更する都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画地区計画天神明治通り地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市中央区天神一丁目及び天神二丁目の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の変更案の縦覧期間

この公告の日から令和5年7月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第189号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市西区今宿上ノ原500番6及び502番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区横浜三丁目27番8-101号

中山 由倫

福岡市公告第190号

博多町家ふるさと館条例（以下「条例」という。）第9条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、博多町家ふるさと館条例施行規則第6条の規定により次のように公告する。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
博多町家ふるさと館	福岡市博多区冷泉町

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第5条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) 博多町屋ふるさと館の施設、附属設備、資料等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前10時から午後6時まで。ただし、提案内容により、開館時間を変更することがある。

(2) 休館日

毎月第4月曜日（祝日の場合は翌営業日）及び12月29日から同月31日まで。ただし、提案内容により、休館日を変更することがある。

(3) 観覧料の徴収

条例第7条第1項に規定する観覧料を徴収すること。

(4) 利用料金制度

条例第7条第1項に規定する観覧料については、同条第4項の規定に基づき指定管理者が収受することができる。なお、指定管理者は、当該観覧料を定めようとするときは、同条第2項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(6) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第5条各号に定める要件によること。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減

が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 場所

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

この公告の日から8月31日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

この公告の日から8月31日まで

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局国際経済・コンテンツ部まつり振興課）

電話 092-711-4359

福岡市公告第191号

博多港国際ターミナル条例（以下「条例」という。）第17条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、博多港国際ターミナル条例施行規則第19条の規定により次のように公告する。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
博多港国際ターミナル	福岡市博多区沖浜町
中央ふ頭クルーズセンター	福岡市博多区沖浜町

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (4) 当該公の施設の占用の許可に関する業務
- (5) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開場時間

ア 博多港国際ターミナル

午前7時から午後11時まで

イ 中央ふ頭クルーズセンター

午前9時から午後5時まで

(2) 利用料金制度

条例第16条の2第1項に規定する利用料金については、同条第5項の規定に基づき、指定管理者が収受することができる。なお、指定管理者は当該料金を定めようとするときは、同条第3項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。

-
- (3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
- (4) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第4条第1項に定める要件によること。
- (5) 管理に関し本市が負担する金額の上限
令和6年度 141,000千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）
- 5 指定管理者の候補者となることのできる資格
法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
- イ 暴力団員が実質的に運営していること。
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法
(2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
- ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 7 管理に係る対価の支払方法
-

会計年度ごとに支払うこととし、支払方法については、毎月、前金で支払う。なお、具体的な支払方法等については、指定管理者との協議により別途定める。

8 詳細は、募集要項による。

9 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）

電話 092-282-7118

(2) 期間

この公告の日から令和5年8月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後5時まで

10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和5年8月24日から同月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）

電話 092-282-7118

福岡市公告第192号

福岡市海浜公園条例（以下「条例」という。）第16条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市海浜公園条例施行規則第14条の規定により次のように公告する。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
シーサイドももち海浜公園	福岡市中央区地行浜二丁目及びその地先並びに福岡市早良区百道浜二丁目及び百道浜四丁目並びにその地先
マリナタウン海浜公園	福岡市西区愛宕浜二丁目及び愛宕浜三丁目並びにその地先

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 当該公の施設における行為の制限に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (4) 当該公の施設の占用の許可（条例第2条第1項各号に掲げる行為に伴う占用に係るものに限る。）に関する業務
- (5) 当該公の施設の施設の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 駐車場の開場時間

区 分		開 場 時 間
シーサイドももち海浜公園	中央プラザ駐車場	午前7時から午後11時まで
	百道浜西駐車場	
	地行浜駐車場	
マリナタウン海浜公園	愛宕浜東駐車場	
	愛宕浜西駐車場	

※ 愛宕浜西駐車場については、4月から10月までの日曜日、土曜日及び祝日における開場時間を午前6時から午後11時までとする。

(2) 利用料金制度

条例第5条の2第1項に規定する料金については、同条第4項の規定に基づき指定管理者が収受することができる。なお、指定管理者は当該料金を定めようとするときは、同条第2項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第4条に定める要件

(5) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和6年度 181,000千円（議会の議決により変動する場合がある。）

5 指定管理者の候補者となることのできる資格

法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法

人等」という。)であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

(5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払方法については、毎月、前金で支払う。なお、具体的な支払方法等については、指定管理者との協議により別途定める。

8 詳細は、募集要項による。

9 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）

電話 092-282-7118

(2) 期間

この公告の日から令和5年8月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後5時まで

10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和5年8月24日から同月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）

電話 092-282-7118

福岡市公告第193号

地区計画等の案を作成するので、福岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、次のように公告する。

なお、都市計画法第16条第2項に規定する者は、当該地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

令和5年7月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 地区計画等の種類、名称、位置及び区域

(1) 地区計画等の種類

地区計画

(2) 地区計画等の名称、位置及び区域

名 称	位置及び区域
周船寺駅南地区地区計画	福岡市西区大字飯氏、大字周船寺、周船寺一丁目及び周船寺二丁目の各一部

2 地区計画等の原案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

3 地区計画等の原案の縦覧期間

この公告の日の翌日から令和5年7月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

交 通 局

福岡市交通局公告第9号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和5年7月3日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	令和5年度ずい道照明改良工事	
建築B	博多駅内外装改修工事（その2）	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市交通局公告第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月3日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
1000N系車両補助電源装置制御増幅器オーバーホール	福岡市中央区大名二丁目5番31号 交通局総務部財務課	令和5年5月17日	東京都中央区八重洲一丁目4番16号 東洋電機製造株式会社	円 30,360,000	特例政令第11条第1項第2号該当
ガス絶縁開閉装置(榎田S/S 52R)分解整備部品外6件		令和5年6月6日	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三菱電機株式会社	37,950,000	

